

平成21年5月7日北海道告示第352号における「子育て支援総合施設
「（仮称）そうべつ子どもセンター」整備事業」（以下「本件事業」という。）
の事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり土地収用法（以下「法」という。）第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

本件事業は、保育所、地域子育て支援事業のための子育て支援センター、放課後児童健全育成事業のための児童クラブ室及び児童館を一体的に整備しようとするものであり、法第3条第23号に掲げる社会福祉法による社会福祉事業に該当すると認められる。

したがって、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業の起業者である壮瞥町は、本件事業に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本件事業は、老朽化した保育所及び児童館の移転改築に併せ、放課後児童健全育成事業を行うための児童クラブ室及び地域子育て支援拠点事業を行うための子育て支援センターを一体的に整備しようとするものであり、地域の福祉向上に果たす公益的役割は大きい。

また、本件事業が、災害予想区域外に諸施設を整備するものであり、災害対策上、安全性の向上にも大きく寄与することから、得られる公共の利益は大きいものと認められる。

(2) 失われる利益

本件事業の起業地は、未利用の農地であり、また、その周辺は、隣接地の一部に民家があるが、その他は農地であることから、本件事業の施行により周辺に与える影響は少ないものと判断される。

さらに、埋蔵文化財包蔵地でないことの確認を了している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

壮瞥町では、「第3次壮瞥町まちづくり総合計画」及び当該計画を推進する指針となる「壮瞥町住宅市街地整備方針」を策定しており、起業地周辺については、「児童文教施設ゾーン」として位置づけられ、学生・児童・幼児相互の交流ゾーンとして一体的な整備形成を図ることとされている。

起業地は、「児童文教施設ゾーン」内及びその周辺の代替案と比較して、支障物件の多寡、土地利用に与える影響、施設配置の難易及び施行に要する費用の多寡などの社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的と認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与すると認められることから、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号要件への適合性

(1) 事業を早期に実施する必要性

本件事業は、壮瞥町が策定した「第3次壮瞥町まちづくり総合計画」及び「壮瞥町住宅市街地整備方針」等に基づき、児童の保育環境の整備及び保護者の育児支援事業のための施設整備をしようとするものであり、既設の老朽化した保育所、児童館を災害予想区域から児童文教施設ゾーンへ移転させ、児童クラブ室及び子育て支援センターと一体的に整備しようとするものであることから、早期に実施すべき公益性の高い事業であると認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。